令和3年度 第2回静岡県行政経営推進委員会



日時:令和3年9月16日(木)

午後2時~午後3時40分

会場:県庁別館9階特別第2会議室

(オンライン開催)

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 次期静岡県行政経営革新プログラム(骨子案)
 - (2) 計画策定等の見直しに関する国の動向
- 3 閉 会

【配布資料】

- 委員名簿
- ・【資料1】静岡県の新ビジョン後期アクションプラン(骨子案)
- ・【資料2】静岡県の行政経営の状況
- ・【資料3】次期静岡県行政経営革新プログラム(骨子案)
- ・【資料4】計画策定等の見直しについて
- ・【資料5】計画等の策定に関する調査結果

静岡県行政経営推進委員会 委員名簿(令和3年度)

(敬称略、50音順)

氏 名	役 職
おおつぼ まゆみ 大坪 檀 (顧問)	学校法人新静岡学園学園長 静岡産業大学総合研究所長
ぉの こうじ 小野 晃司 (委員長代理)	サゴーエンタプライズ株式会社代表取締役社長
かながわ こうじ 金川 幸司	静岡県立大学名誉教授
さとう かつあき 佐藤 克昭 (委員長)	佐藤経済研究所長 元 浜松学院大学教授
すずき ともこ 鈴木 智子	一般社団法人静岡県大学出版会代表理事
ながさわ ひろこ 長澤 弘子	NPO 法人浜松子どもとメディアリテラシー研究所理事長
ふるや ひろよし 古谷 博義	株式会社ウェルビーフードシステム代表取締役 静岡県ニュービジネス協議会理事
よしむら みねひさ 吉村 峰仙	吉村峰仙公認会計士・税理士事務所代表

資料 1

静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン(骨子案) ~ポストコロナ時代を見据え、日本の理想郷を拓く~

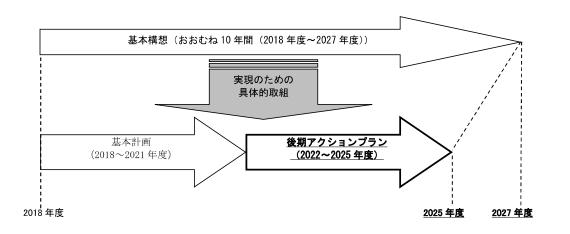
第1章計画の位置づけ

1 計画策定の趣旨

- ○2018 年度から 2027 年度までの 10 年計画である「静岡県の新ビジョン」は、本年度、2018 年度から 2021 年度までの「基本計画期間」の最終年度を迎えている。当初定めた「基本構想」をもとに、後期計画策定に向けた見直しを行うにあたっては、2020 年初頭から世界的な猛威をふるう新型コロナウイルス感染症の影響や、地球規模での気候変動危機への対応を踏まえた改定が必要である。
- このため、<u>当初計画の「政策体系」部分も含めて計画を見直し、後期アクショ</u> ンプランの策定を行う。

2 計画期間

- 2022 年度から 2025 年度までの 4 年間とする。
- ○2018 年度から2021 年度までの基本計画を継承しつつ、ポストコロナ時代を見据えた戦略的な視点を加え、直面する危機を乗り越え、誰一人取り残さない、富国有徳の"ふじのくに"づくりを推進するための計画とする。
- これまでの取組を総括的に評価した上で、<u>残り6年間の計画期間を、2025年度</u> <u>までの4年間で前倒しして完遂</u>すべく、新たな後期アクションプランを策定し、 "**ふじのくに"づくりの総仕上げの道筋を明確化**する。



第2章 社会経済を取り巻く大きな変化(現状と課題)

1 世界の現状

(1)コロナ禍の影響

○新型コロナウイルスの世界的な流行により、世界経済は記録的な落ち込み。パンデミックからの再生を図るため人類の叡智を結集していく必要がある。

(2) 国際関係の変化と世界の不安定化

○ハイテク産業の世界展開などを巡る米中間の対立が先鋭化。各国における富裕層と貧困層の格差拡大などが、国際協調や各国の健全な発展を阻む不安定要因となっている。

(3) 地球規模の環境問題の深刻化、脱炭素社会の形成

○気候変動が世界各地で様々な環境変化をもたらし、人類の生存と持続的な発展に大きな 影響を及ぼしている。2021 年 4 月の「気候変動サミット」を踏まえ、各国が実効性をど う担保していくのかが大きな課題となる。

(4) 持続可能な社会の実現

○持続可能な開発目標(SDGs)では、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、 誰も置き去りにせず、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に 対処するための取組を進めることが、各国に求められている。

2 我が国の現状

(1)コロナ禍の影響

○コロナ禍により、我が国においても大きな打撃を被る。東京一極集中を是正し、分散型の国土形成が不可避である。変異株への対応はもとより、また、コロナ禍でデジタル対応の遅れが露呈、その対応を急ぐ必要がある。一方、社会経済全体に、否応なく遠隔・非接触型の「新常態」が定着し、DX(デジタルトランスフォーメーション)の導入が加速しており、生活様式や産業構造の急激な変化に対応することが必要である。Society5.0の実現に向けた社会経済全体の取組が必要である。

(2) 地球規模の環境問題の深刻化、脱炭素社会の形成

○政府は、2050年の温暖化ガス排出量実質ゼロに向けた工程表である「グリーン成長戦略」を2020年12月に公表。電源構成の見直しや省エネの取組、産業の構造転換など、幅広い分野で大きな変革が求められる。地球環境の保全の問題は、命を支える水の循環の問題や生物多様性を保障する生態系の維持の問題でもある。

(3)人口減少、少子高齢化の進行

○我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増している。出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、一旦は 1.45 まで回復した合計特殊出生率もここ数年微減傾向にあり、直近の 2019 年は 1.36 まで落ち込んでいる。少子化の進行は、人口(特に生産年齢人口)の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少や市場規模の縮小、地域社会の担い手の減少、現役世代の負担増加をもたらすなど、我が国の社会経済に多大な影響を及ぼす。

(4) 持続可能な社会の実現

○日本も、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことが必要。国は「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、「あらゆる人々の活躍の推進」や「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」など8つの優先課題を柱として取組を進めることとしている。

1

第3章 本県が直面する課題

- ◆新型コロナ危機は、東京一極集中の是正を不可避なものに。大都市の過密構造そのものが感染リスクを高めており、分散型の国土形成が必要。大都市中心から地方活躍時代への大きな転換。
- ◆新型コロナ危機下でのデジタル対応の遅れや脱炭素社会に向けた取組強化等が大きな 課題として浮き彫りに。
- ◆急速に進む人口減少や少子高齢化、近年激甚化する災害対応、100 年に1度ともいわれる経済社会の大変化など、喫緊の課題に的確に対応していく必要がある。
- ◆その上で、ポストコロナ時代を見据えた、本県の将来像を明確に示していく必要がある。

1 新型コロナ危機の教訓を踏まえた対応強化

- ○感染症防止対策と経済再生の両立。国のあり方や人々の意識・生活様式が激変
- ○実効性ある感染症対策の確立(検査・医療体制、ワクチン・治療薬の国内開発等)
- ○東京一極集中の是正、分散型国土形成が不可避。デジタル対応の強化が課題
- ○DX導入促進による産業構造の転換、新たな経済・社会政策の必要性

2 地震・津波など災害への万全の対応

- ○「地震・津波対策 AP2013」の推進(防潮堤整備、浸水区域、想定死者数の減少)
- ○豪雨災害の頻発・激甚化への対応、熱海土砂災害などを踏まえた潜在するリスクへの対応等

3 デジタル社会の形成

- ○給付金支給等でデジタル対応の遅れが露呈。司令塔機能が不在
- ○社会全体のDX (デジタルトランスフォーメーション) 推進による効率性・利便性向上と 社会コストの低減

4 「脱炭素社会」の形成、「命の水」・「自然環境」の保全

- ○本県の「脱炭素表明」(2021年2月)を踏まえた実効性ある取組の促進
- ○「脱炭素」は環境問題、エネルギー問題にとどまらず、産業の競争力の問題に
- ○「命の水」「自然環境保全」は全ての底流を流れる(リニア、富士川汚泥、メガソーラー)

5 人口減少、若年層の人口流出への対応・超高齢社会に対応した仕組みづくり

- ○人口の自然減、社会減対応(若者、特に女性の転出増加、外国人転入増加、移住者の増加)
- ○健康寿命延伸、医療・介護体制の充実、バランスのとれた社会保障システム等

6 「誰もが活躍できる社会」の実現

- ○女性、高齢者、障害のある方、外国人など、誰一人取り残さない社会
- ○誰もが努力すれば夢を実現できる環境づくり

7 力強い経済・産業の実現

- ○新型コロナ危機の課題・教訓を踏まえた新たな経済政策の重要性
- ○分散型国土形成を牽引する経済政策、DXによる産業構造の変革の必要性
- ○農林水産業の成長産業化

8 東京オリンピック・パラリンピックのレガシ―継承とスポーツの聖地づくり

- ○ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承、新たなスポーツの聖地づくりの推進
- 9 時代の変化に適応した地域づくり
- ○ポストコロナ時代にフレキシブルに対応した魅力ある地域づくり

第4章 新ビジョンの基本方針

1 基本理念

富国有徳の「美しい"ふじのくに"づくり」 ~東京時代から静岡時代へ~

(1) 富国有徳の「美しい"ふじのくに"づくり」~東京時代から静岡時代へ~

- ・県政推進の基本は「富士」の字義を体した「富国有徳」
- ・新型コロナ危機を契機に、東京一極集中の時代から地方活躍の時代へ

(2) 静岡県を Dreams come true in Japan の拠点に

- ・21世紀の日本は、世界の人々が夢を実現する場所 Dreams come true in Japan
- ・ポスト東京時代の理想郷、静岡県は数多くの地域資源や人材が世界的な評価を受ける
- ・「世界から見た静岡県」の視点で、Dreams come true in Japanの拠点を目指す

(3) 静岡県をSDGsのモデル県に

- ・豊かな自然や地域資源に恵まれた本県を、世界に輝く「SDGs のモデル県」に
- ・環境と経済の両立する地域を形成することで、持続可能な県土の成長を実現する

2 目指す姿

「県民幸福度の最大化」

◇生まれてよし 老いてよし ◇生んでよし 育ててよし

◇学んでよし 働いてよし ◇住んでよし 訪れてよし

2

3 基本理念の具体化の方向

(1) 安全・安心な地域づくり

- ○新型コロナ危機により、「防疫」が「防衛」「防災」とともに「国防」の柱に。富国有徳の"ふじのくに"づくりの実現には、新たな感染症の脅威に対する防疫体制の強化が不可欠である。また、地震・津波対策の充実とともに、近年、激甚化する自然災害等への対応など、命を守る安全な地域づくりを一層強化していく。
- ○超高齢化社会が進行する中、医師確保や質の高い医療の提供、健康寿命の延伸など、安 心して暮らせる医療・福祉の充実を進める。

(2) 持続的な発展に向けた新たな挑戦

○デジタル対応や地球温暖化を防ぐグリーン戦略の強化が、社会経済の持続的な発展に不可欠である。社会全体のデジタル化を推進し、誰一人取り残さない社会実現に向けた環境整備を進めていく。世界がカーボンニュートラルの実現に向けて大きく舵を切る中、環境と経済が両立した社会の形成を進める。

(3) 未来を担う有徳の人づくり

- ○静岡県をDreams come true in Japanの拠点とするために、女性や高齢者、障害のある方、外国人など誰もが活躍できる社会の実現を図る。

(4) 豊かな暮らしの実現

- ○コロナ禍で社会経済が大きく変化する中、経済の再生を図るために、新たな地域主導型 の経済政策「フジノミクス」を推進していく。
- ○また、人々の意識や生活様式の変化に対応した多彩なライフスタイルの提案に取り組む。 テレワークや二地域居住など新しい働き方の導入支援や、東京一極集中の是正に伴う 人々の地方回帰の流れを本県に積極的に呼び込んでいく。

(5) 魅力の発信と交流の拡大

- ○ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシーを 継承し、スポーツの聖地づくりを推進する。"ふじのくに"の魅力の向上と発信を強化 する。
- ○中国、韓国、モンゴルなどとともに、太平洋の島嶼国等との交流や世界クラスの資源 を活かした観光交流の拡大、交通ネットワークの充実により、世界の人々との交流の拡大を進める。

4 取組の視点

- (1) 新型コロナ危機の教訓を活かし、ポストコロナ時代を見据えた地域の新たな未来を拓く
- ○経済社会を取り巻く大きな環境変化を見据え、本県が持つポテンシャルを最大限に活か し、ポストコロナの新しい時代を切り拓いていく。

(2) 持続的な発展に向けた取組の促進により、SDGsのモデル県を目指す

○デジタル対応や脱炭素社会の形成などに向けた取組の促進を通じて、SDGsのモデル 県を目指す。全ての県民のため障害・性別・年齢・国籍などの多様性を認め合い、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」包摂性のある社会を実現していく。

(3) 富士山から導き出される多様な価値に立脚した地域づくり

- ○政策の推進に当たっては、霊峰・富士から導き出される価値に立脚する。
 - ①自然への畏敬の念を忘れない。②危機管理を優先する。③美しさを重んじる。④和を尊ぶ。⑤季節に鋭敏な感性を涵養する。⑥自然の恵みに感謝し、産物を大切にいただく。⑦「不二」「不死」「不尽」「福慈」の字義を重んじ、すべての存在をかけがえのないものとして大切にし、寿命を全うし、謙虚さを失わず、全人の幸福に心を砕く。⑧国づくりの実践の学、学際的・総合的な日本学である地域の大地に根ざした身土不二の学を立てる。

(4)場の力の活用・世界クラスの資源群の活用

- ○東京圏にはない美しい自然環境や、豊かな食材、歴史に培われた文化、ゆとりある暮ら し空間、活力ある産業など、本県の有する素晴らしい「場の力」を最大限に活用する。
- ○顕在化した世界クラスの資源群や人材群を最大限に活用することで、本県の魅力を世界 水準にまで高め、富国有徳の「美しい"ふじのくに"」を世界に向けて展開・発信する。

(5) 現場主義の徹底・多様な主体との「共創」

- ○現場に赴き、現場から学び、現場に即した政策を立てる。常に「主役はオール県民」という視点に立ち、県民の皆様の声を政策の源とする。
- ○県民をはじめ、企業、大学、NPO、市町、隣県や他県など、様々な主体と協力して課題を克服し、将来の静岡県を創造していく。

(6) 東京 2020 オリンピック・パラリンピックのレガシー継承とスポーツの聖地づくり

○東京 2020 オリンピック・パラリンピックの自転車競技の本県開催やラグビーワールドカップ 2019 の「静岡の奇跡」が生んだレガシーを後世に継承する。

(7) これまでの取組成果の利活用と政策のブラッシュアップ

○これまでの取組により様々な基盤や体制が整備され、政策目的実現のための環境が整いつつある。今後、その成果を最大限に利活用し、政策をブラッシュアップさせ、更なる高みを目指していくことで、"ふじのくに"づくりの総仕上げに向けた道筋を明確化する。

3

5 理想の姿の具体的イメージ

※「幸福」は主観的・相対的なもの。「公」の立場から本県が考える「幸福」な状態をわかりやすく提示する。 ※本県が「県民幸福度」の最大化を目指す上で、本県の現状を確認するための基準ともなる。

万全の危機管理の下で、自然災害による犠牲者を最少に

想定される大規模地震・津波による犠牲者 (2013年度:想定約105,000人)

(現状: 2019 年度)

約33,000人(7割減)

最少

転入者の増加により、将来にわたって活力が維持される地域に

人口の社会増減率

(現状:2020年)

(2017年: △0.14% (全国第22位))

△0.07% (全国第18位)



生涯を通じて健康で充実した生活が送れる社会に

(現状: 2010, 2013, 2016 年の平均値)

男性 72.15 歳 (全国第 2 位)

女性 75.43 歳 (全国第 2 位)



延伸

自分が望む数の子どもを生み育てられる社会に

合計特殊出生率

健康寿命

(現状:2019年)

(2016年: 1.55(全国第 19 位))

1.44(全国第27位)

) 向上

経済の持続的な発展により、県民の暮らしを豊かに

1人当たり県民所得

(2016年度:1億5,294万人)

(2014年度:322.0万円(全国第3位))

(現状: 2020 年度)

313.6万円(速報)

学 増加

誰からも憧れられ、国内外から多くの人々が訪れる地域に

観光交流客数

(現状: 2019 年度)

1 億 4, 716 万人

増加 増加

<追加>

感染症拡大等から県民の命を守り、未知なる感染症にも対応できる地域に

新しい感染症や再流行の感染症への 対応に必要な病床数

(現状: 2021年7月)

発生する感染症に 新型コロナウイルス 🔀 応じて病床を確保

感染症 582 床

カーボンニュートラルの実現により、環境と経済が両立した社会に

国内の温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)

(2030年度目標)

△46%

拡大

ポストコロナ時代を見据えた経済再生により、県民の暮らしを豊かに

実質県内総生産(GDP)

(現状: 2020 年度)

15 兆 4, 231 億円 (速報)

増加

第5章 政策体系と行政経営

1 政策体系

政策 1

政策 2

命を守る安全な地域づくり (新たなリスクへの備えの強化)

安全・安 心な地域 づくり

- 1 危機管理体制の強化(防衛・防災・防疫)
 - 2 防疫対策の強化(新しい感染症や再流行の感染症等)
 - 3 防災・減災対策の強化
 - 4 安全な生活と交通の確保

安心して暮らせる医療・福祉 の充実 1 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸

- 2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり
- 3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 4 地域で支え合う安心社会づくり

持続的な 発展に向 けた新た な挑戦

政策 3 デジタル社会の形成

- 政策 4 環境と経済が両立した社会
- l 地域社会の DX (デジタルトランスフォーメー ション) の推進
- 2 行政のデジタル化の推進
- 1 脱炭素社会の構築
- 2 循環型社会の構築
- 3 「命の水」と自然環境の保全

政策 5

子どもが健やかに学び育つ 社会の形成

- ↑ 結婚・出産の希望をかなえ、安心して子育てが できる環境づくり
- 2 すべての子どもが大切にされる社会づくり
- "才徳兼備"の人づくり

未来を担 う有徳の 人づくり

豊かな

実現

暮らしの

政策 6

誰もが活躍できる社会の 実現

- 1 活躍しやすい環境の整備と働き方改革
- 2 次代を担うグローバル人材の育成
- 3 誰もが理解し合える共生社会の実現

政策 7

富をつくる産業の展開

- DXによる産業構造の改革
- 2 地域主導型の経済政策「フジノミクス」の推進
- 3 リーディングセクターによる経済の牽引
- 4 富を支える地域産業の振興
- 5 農林水産業の競争力の強化

政策8

多彩なライフスタイルの提案

- 魅力的な生活空間の創出
- 2 新しい働き方の実践
- 3 人の流れの呼び込み

政策 9

政策 10

"ふじのくに"の魅力の 向上と発信

世界の人々との交流の拡大

魅力の発 信と交流 の拡大

1 スポーツの聖地づくり

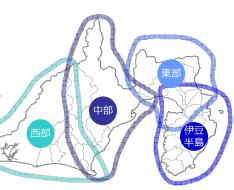
- 2 文化・芸術の振興
- 3 美しい景観の創造と自然との共生
- 1 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大
- 2 地域外交の深化と通商の実践
- 3 交流を支える交通ネットワークの充実

2 政策の実効性を高める行政経営

- 新ビジョンに掲げる政策の実効性を高めるためには、現場主義に立ち、県全体の最適化という視点 を持って効率的な行政執行の仕組を構築していくことが重要。
- 〇 「透明性」「県民参画」「連携協働」に取り組むとともに、<u>厳しい行財政環境が続く中、限られた人員と財源を最大限活用し、「生産性」が高く、「健全性・継続性」を担保できる行財政運営に取り組み、</u>県を挙げて「現場に立脚した生産性の高い行政経営」の推進を図る。
- 県庁や出先機関の建物の老朽化が進む一方、社会全体にDX(デジタルトランスフォーメーション) の導入が進み、県民サービスの在り方や職員の働き方についても否応なく変化に直面する。<u>県が担</u> う役割や機能はもとより、各県庁舎の在り方なども含め、再編に向けた見直し作業に着手する。

第6章 地域づくりの基本方向

- 1 基本的考え方
- (1) ポストコロナ時代にフレキシブルに対応した魅力ある地域づくり(ふじのくにのフロンティアを拓く 取組(循環共生圏の形成など))
- (2)個性ある「場の力」を活かした地域づくり
- (3)多様な主体との連携・協働による地域づくり
- (4) 災害に強く安全で安心な地域づくり
- (5)都市と農山漁村がともに発展する地域づくり
- 2 地域区分(①伊豆半島地域 ②東部地域 ③中部地域 ④西部地域)
- 3 県境を越えた地域間の広域連携・交流の促進
- 4 地域の目指す姿
- (1)伊豆半島地域 『世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏』
- (2) 東部地域 『日本の国土のシンボル富士山を世界との交流舞台とした健康交流都市圏』
- (3) 中部地域 『空・海・陸のネットワークと豊かな歴史・文化で世界の人々が集う中枢都市圏』
- (4) 西部地域 『世界トップクラスの技術と豊かな自然の恵みで新たな価値を生み出す創造都市圏』



静岡県の新ビジョン 後期アクションプランの政策体系(案)

基本方向	政策 (大柱)	政策の柱 (中柱)	主な取組(新たな取組)
	政策 1	1 危機管理体制の強化 (防衛・防災・防疫)	県・市町の危機管理体制や地域の防災組織の充実・強化、多様な避難の促進、消防保安体制の整備
	命を守る安全な地域づくり (新たなリスクへの備えの強化)	- 2 防疫対策の強化(新しい感染症や再流行の感染症等)	検査体制の強化、医療体制の確保、円滑なワクチン接種体制の確立 実効性のある感染症対策の確立、ワクチン・治療薬の国内開発の促進、国と連携した感染症専門病院の設置 豚熱や鳥インフルエンザ対策などの家畜の防疫
		- 3 防災・減災対策の強化	南海トラフ地震による想定犠牲者ゼロの実現、激甚化する豪雨災害への対策強化 老朽化する社会資本の老朽化対策
		4 安全な生活と交通の確保	県民の安全な生活を確保する防犯まちづくりや犯罪対策、安全な消費生活の推進、交通事故防止対策の推進、健康危機対策(薬物乱用防止)
安全・安心な 地域づくり			
·	政策 2	1 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸	「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」の運営(医師確保)、静岡社会健康医学大学院大学での研究成果の地域への還元と高度医療人材等の育成、 医科大学院大学の設置検討、地域医療構想の実現、特定健診・がん検診の推進、県民健康づくりの推進
	安心して暮らせる医療・福祉の充実	2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり	長寿社会に対応した地域包括ケアシステムの構築、認知症対策の推進、介護・福祉サービスの充実
		3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現	障害に対する理解の促進、障害者の生活・社会参加等支援の充実
		4 地域で支え合う安心社会づくり	包括的相談支援体制(高齢・障害・困窮・孤独孤立等)、コロナ禍で増加する生活困窮者、自殺者への対応
	政策 3	1 地域社会のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進	地域社会におけるデジタル化の牽引 (デジタル人材の確保、デジタルデバイドの解消(リテラシー向上)など)
	デジタル社会の形成	2 行政のデジタル化の推進	県庁DXの推進と新たな価値の創造、市町DXの推進への支援、効率性・利便性向上と社会コストの低減
持続的な発展 に向けた新た な挑戦	政策 4	1 脱炭素社会の構築	徹底した省エネ、再生可能エネルギーの導入・利用促進、技術革新の推進、エネルギー産業の振興、適切な森林整備等による吸収源の確保
	環境と経済が両立した社会の 形成	2 循環型社会の構築	ふじのくにのフロンティアを拓く取組(レイクハマナ未来都市構想等)、資源循環への取組 3Rの推進(発生抑制、再使用、再利用)、廃棄物適正処理の推進、プラスチック対策の推進 、食品ロス対策の推進
		3 「命の水」と自然環境の保全	リニア中央新幹線の建設に係るJR東海と科学的根拠に基づいた対話、健全な水環境の確保、生物多様性の保全(南アルプス・富士山等)、水質・大気・ 土壌等の環境保全(富士川の水質調査等)、メガソーラー建設問題の解決、環境影響評価の適切な実施

基本方向	政策(大柱)	政策の柱(中柱)	主な取組(新たな取組)					
	政策 5	1 結婚・出産の希望をかなえ、 安心して子育てができる環境づくり	結婚を希望する方への支援、保育サービス・幼児教育の充実や職場・地域の子育て支援の促進による出産・子育て環境の整備、 周産期の課題への対応(精神的・経済的ケア)					
	子どもが健やかに学び育つ社 会の形成	- 2 すべての子どもが大切にされる社会づくり	特別支援教育の充実、社会的養護が必要な子どもへの支援(児童虐待対策)や子どもの貧困対策、ヤングケアラー問題への対応					
未来を担う有		3 "才徳兼備"の人づくり	県立高校の普通科改革や実学の奨励、ICTを活用した教育の推進、STEAM教育の推進、県立夜間中学(ナイトスクールプログラム)の整備、 地域ぐるみ・社会総がかりでの学びの機会の提供、県立図書館の整備					
徳の人づくり	政策 6	- 1 活躍しやすい環境の整備と働き方改革	女性、高齢者、障害のある方、外国人の活躍促進					
	誰もが活躍できる社会の実現	2 次代を担うグローバル人材の育成	県内学生の海外への留学支援や教育の国際化、大学間や大学・地域の連携促進等による高等教育の振興					
		3 誰もが理解し合える共生社会の実現	多文化共生、「STOP!誹謗中傷」の推進、男女共同参画の推進、性の多様性を認め合う社会の実現(LGBT)、ユニバーサルデザイン、 人権尊重と人権文化が定着した地域づくり					
	政策 7	1 D X による産業構造の改革	全産業のデジタル化の推進(デジタル人材の確保・育成など)、企業立地(マザー工場・研究所等)・実証フィールド形成・ICT企業の誘致強化					
	富をつくる産業の展開	- 2 地域主導型の経済政策「フジノミクス」の推進	「バイ・ふじのくに」「バイ・山(やま)の洲(くに)」などによる個人消費の重点的喚起など					
		3 リーディングセクターによる経済の牽引	医薬品・医療機器産業、ヘルスケア産業、次世代自動車産業、光・電子技術関連産業、観光産業などのリーディングセクターによる経済の牽引					
		4 富を支える地域産業の振興	中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援(DX)、中小企業の経営基盤の強化、事業継続計画(BCP)の策定支援、事業承継促進					
豊かな暮らし の実現		5 農林水産業の競争力の強化	第一次産業の生産現場へのAIやICTなどの先端技術の導入、6次産業化・農商工連携等による農林水産業の競争力の強化、輸出拡大への取組促進など					
	政策 8	1 魅力的な生活空間の創出	新しい生活様式に対応した住宅の普及、人々を惹きつける「都づくり」、活力あるまちづくり(過疎半島振興、地域交通の維持確保)、農山村コミュニ ティの再生・創造					
	多彩なライフスタイルの提案	2新しい働き方の実践	ワークライフバランスの推進、多様な働き方(テレワーク等)の促進					
		3 人の流れの呼び込み	地方へ回帰志向の高まりに対応した移住定住の推進、サテライトオフィスの誘致、関係人口・交流の拡大					
	政策 9	1スポーツの聖地づくり	「スポーツ王国・スポーツ立県」としての地位を確立、「サイクルスポーツの聖地」として環境づくり、スポーツツーリズムの充実、 篠原地区野球場の建設、総合型地域スポーツクラブの機能強化、障害者スポーツの振興					
	"ふじのくに"の魅力の向上 と発信	- 2 文化・芸術の振興	県民の文化に触れる機会の充実、「演劇の都」づくり、世界文化遺産(富士山・韮山反射炉)の保存管理、文化財の確実な継承と活用の促進					
m++ ~ ~ ~ ~ - 1		3 美しい景観の創造と自然との共生	豊かな自然、風土、歴史と調和する美しい景観の形成、自然との共生の推進					
魅力の発信と 交流の拡大	政策10	1世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大	域内交流の促進・近隣県連携による観光需要の早期回復、ワーケーション・分散型ツーリズム等の推進、観光分野におけるDXの推進(観光デジタル情報 プラットフォーム)、温泉を活用した新しいヘルスケアプロジェクトの展開					
	世界の人々との交流の拡大	2 地域外交の深化と通商の実践	世界の様々な国・地域との多様な交流の展開、県産品のブランド力強化・販路拡大、地域企業の海外展開への支援 中国・韓国・モンゴルに加え、東南アジアや太平洋島嶼国等との交流の促進					
		3 交流を支える交通ネットワークの充実	魅力を高め交流を支える道路網や港湾機能の強化、富士山静岡空港の利用促進・利便性向上					

現行「静岡県の新ビジョン」の構成

第5章 政策体系と行政経営

1 政策体系

<u>_</u> 大きく変更

充実

命を守る安全な地域づくり

1 危機管理体制の強化

2 防災・減災対策の強化 3 安全な生活と交通の確保

安全・安心な 地域づくり

政策 2 安心して暮らせる医療・福祉の 1 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸

2 地域で支え合う長寿社会づくり

3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

4 健全な心身を保つ環境の整備

未来を担う有

政策3

子どもが健やかに学び育つ社会 の形成

1 安心して出産・子育てができる環境づくり

2 すべての子どもが大切にされる社会づくり

3 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

徳の人づくり

誰もが活躍できる社会の実現

1活躍しやすい環境の整備と働き方改革

2次代を担うグローバル人材の育成

3 誰もが理解し合える共生社会の実現

富をつくる産業の展開

- 1 次世代産業の創出と展開

2 富を支える地域産業の振興

3農林水産業の競争力の強化

豊かな暮らし の実現

多彩なライフスタイルの提案

1 魅力的なライフスタイルの創出

2 持続可能な社会の形成

3 エネルギーの地産地消

"ふじのくに"の魅力の向上と 発信

1スポーツの聖地づくり

2 文化芸術の振興

3美しい景観の創造と自然との共生

魅力の発信と 交流の拡大

世界の人々との交流の拡大

1世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

2 地域外交の深化と通商の実践

3 交流を支える交通ネットワークの充実

参考

後期アクションプランの構成(案)

第5章 政策体系と行政経営 新規 1政策体系 1 危機管理体制の強化 (防衛・防災・防疫) 命を守る安全な地域づくり 2 防疫対策の強化(新しい感染症や再流行の感染症等) 新たなリスクへの備えの強化) →3 防災・減災対策の強化 4 安全な生活と交通の確保 安全・安心な 地域づくり 1 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸 政策2 安心して暮らせる医療・福祉の 2 いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会づくり 3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現 4 地域で支え合う安心社会づくり 1 地域社会のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進 政策 3 デジタル社会の形成 2 行政のデジタル化の推進 持続的な発展 に向けた新た 1 脱炭素社会の構築 政策 4 環境と経済が両立した社会の な挑戦 2 循環型社会の構築 3 「命の水」と自然環境の保全 1 結婚・出産の希望をかなえ、 安心して子育てができる環境づくり 政策5 子どもが健やかに学び育つ社会

の形成

2 すべての子どもが大切にされる社会づくり

"才徳兼備"の人づくり

未来を担う有 徳の人づくり

豊かな暮らし

の実現

誰もが活躍できる社会の実現

1活躍しやすい環境の整備と働き方改革 2次代を担うグローバル人材の育成

3 誰もが理解し合える共生社会の実現

富をつくる産業の展開

1 D X による産業構造の改革

2 地域主導型の経済政策「フジノミクス」の推進

3 リーディングセクターによる経済の牽引

4 富を支える地域産業の振興

5 農林水産業の競争力の強化

多彩なライフスタイルの提案

1 魅力的な生活空間の創出 2新しい働き方の実践

3人の流れの呼び込み

1 スポーツの聖地づくり

魅力の発信と 交流の拡大

"ふじのくに"の魅力の向上と

2 文化・芸術の振興

3 美しい景観の創造と自然との共生

世界の人々との交流の拡大

1世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

2 地域外交の深化と通商の実践

3 交流を支える交通ネットワークの充実

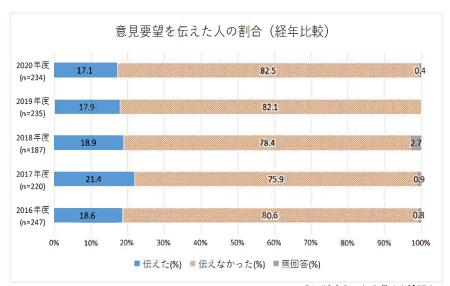
静岡県の行政経営の状況

1 県民の県政への関心と参画

(1) 県政への関心の有無



(2) 県へ意見要望を伝えた人の割合



[出典]令和2年度県政世論調査

(3) パブリックコメントの実施状況

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
パブリックコメント実施件数(件)	56	57	41	77	49	34	47
意見が寄せられた件数の割合(%)	53. 6	57. 9	70. 7	66. 2	67. 3	64. 7	63. 8
パブリックコメント1件当たりの 県民意見の件数(件)	9.0	10. 7	18, 4	19. 5	21, 2	7.6	11, 9
パブリックコメント1件当たりの ホームページ閲覧件数(件)	143. 6	144. 2	318.9	325. 1	336. 6	476. 6	551. 0

[出典]県法務文書課調査

2 指定管理者制度及び外郭団体の状況

(1) 指定管理者制度導入施設の利用者数・満足度推移

区分	2017 (2016 実績)	2018 (2017 実績)	2019(2018 実績)	2020(2019 実績)	2021 (2020 実績)
施設数	44	44	45	45	45
施設增減	i==	=	+日本平山頂シンボル施設	=	=
			+静岡県立浜松学園		
			△静岡空港		
利用者数	766 万人	767 万人	798 万人	821 万人	419 万人
満足度	92.7%(38/41 施設)	88.1%(37/42 施設)	90.7%(39/43 施設)	82.5%(33/40施設)	84.2%(32/38施設)

※施設数は各年度4月1日現在 [出典] 県行政経営課調査

(2) 外郭団体数の推移(各年度4月1日現在)

区分	2012	2013	2014	2015	2016
団体数	25	24	27	28	27
団体増減	=	△(一社)静岡県果実生産出荷安 定基金協会	+ 大竜浜名湖鉄道 (株) + (株) エイ・ピー・アイ + 富上山静岡空港(株)	+(一社) ふじのくにづくり支援 センター	△(公財)静岡県下水道公社
区分	2017	2018	2019	2020	2021
団体数	26	27	27	29	29
団体増減	△(公社)静岡県緑化推進協会	+(一財)アグリオープンイノベ ーション機構 +(一財)ふじのくに医療城下町 推進機構 △富上山静岡空港(株)	E	+(一財) 三保松原保全研究 +(一財) マリンオープンイノベ ーション機構	175

[出典]県行政経営課調査

(3) 外郭団体の常勤役職員数の推移(各年度4月1日現在)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
常勤役員数	24	24	34	32	30	30	28	29	31	31
追加団体除き※	12	24	27	27	23	23	23	24	26	26
常勤職員数	344	341	455	448	432	441	416	427	443	452
追加団体除き※	-	341	339	329	313	314	317	328	344	354

※天竜浜名湖鉄道(株)、(株)エイ・ピー・アイ、富士山静岡空港(株)、(一社)ふじのくにづくり支援センター

[出典]県行政経営課調査

3 職員の状況

(1) 一般行政部門の職員数の推移(各年度4月1日現在) (2) 職員削減数の推移

* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *					
区分	2016	2017	2018	2019	2020
職員数	5, 607	5, 617	5, 621	5, 671	5, 687

[出典]静岡県人事行政の運営等の状況

	区分	1998~2002	2003~2005	2006~2010	2011~2014	2015~2018
実	績(人)	△500	△250	△500	△100	△100
(累計)	(=)	(△750)	$(\triangle 1, 250)$	(△1, 350)	$(\triangle 1, 450)$

[出典] 静岡県人事行政の運営等の状況

(3) 職員の総労働時間(非正規職員を含む)の推移

区分	2016	2017	2018	2019	2020
総労働時間数(時間)	13, 140, 294	13, 096, 077	13, 113, 982	13, 247, 810	13, 522, 710

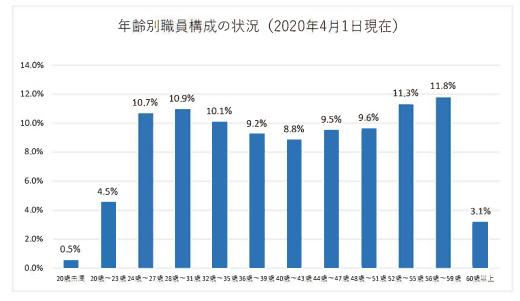
[出典]静岡県人事課調査

(4) 管理職に占める女性の割合(各年度4月1日現在)

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020
総数(人)	713	718	735	729	742	767
うち女性(人)	64	65	71	78	81	89
割合	9.0%	9.1%	9.7%	10.7%	10.9%	11.6%

[出典] 静岡県人事行政の運営等の状況

(5) 年齢別職員構成の状況(2020年4月1日現在)



[出典] 静岡県人事行政の運営等の状況

(6) 静岡県大学卒業程度採用試験(行政)実施結果

	区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021
	公募数(人)	7		_	73	71	69
Z==1. τ	受験者数(人)	1-		_	316	318	今後公表
行政 I	最終合格者数(人)	~=	<u> </u>	φ.	106	81	今後公表
	最終倍率	:-:	=	=	3	3. 9	今後公表
	公募数(人)	_	-	-	40	37	36
4≕πte π	受験者数(人)	-	-	_	203	260	今後公表
行政Ⅱ	最終合格者数(人)	_	-	=	45	41	今後公表
	最終倍率	_	_	-	4. 5	6. 3	今後公表
	公募数(人)	85	85	70	-	-	-
3.大平 五川	受験者数(人)	428	401	388	=	=	141
従来型	最終合格者数(人)	112	114	100	-	1.00	-
	最終倍率	3. 8	3. 5	3. 9	-	-	-
	公募数(人)	40	30	40	_	-	-
40 A ITH	受験者数(人)	198	194	337	=	=	~
総合型	最終合格者数(人)	40	30	48			-
	最終倍率	5	6. 5	7		i— :	-

[出典]静岡県職員採用試験実施状況

4 財政の状況

(1) 一般会計歳出決算額の推移



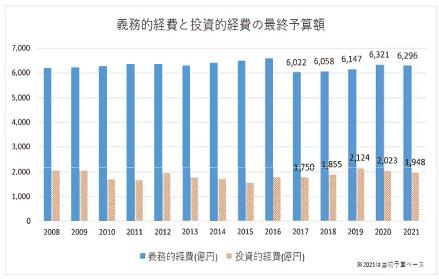
[出典]県財政のあらまし

(3) 社会保障関係費の推移



[出典]県財政のあらまし

(2) 義務的経費と投資的経費の最終予算額の推移



[出典]県財政のあらまし

(4) 県債発行額と県債残高



[出典]県財政のあらまし

5 業務の見直し等に関する取組

(1) ひとり1改革運動取組件数の推移



[出典]県行政経営課調査

(2) 行政手続(押印)の見直し状況(令和3年2月現在)

全体				
	押印義務付け有	義務付け廃止	補助金等様式	養務付け継続
7 117	5, 339	4, 921	2, 342	418
7, 117	(100%)	(92. 2%)	(43.9%)	(7.8%)

[出典]県行政経営課調査

静岡県の新ビジョン後期アクションプランにおける「行政経営」の位置付け

○静岡県の新ビジョン(総合計画) ※政策等の目的及び取組の柱の目的・目標を掲げ、これを達成するための施策の内容(方向性等)を明示する県政運営の指針

基本理念

- (1) 富国有徳の「美しい"ふじのくに"づくり」 ~東京時代から静岡時代へ~
- (2) 静岡県を Dreams come true in Japan の拠点に
- (3) 静岡県を SDGs のモデル県に

政策体系

基本理念を具体化するため、下記の5つの基本方向の下、10の政策を掲げ、総合的に政策を推進

〈安全・安心な地域づくり〉 〈持続がな発展に向けた新たな挑戦〉

〈未来を担う有徳の人づくり〉

〈豊かな暮らしの実現〉

〈魅力の発信と交流の拡大〉

命を守る安全な 地域づくり

安心で暮らせる 医療・福山の充実

<u>デジタル社会の</u> <u>形成</u>

環境と経済が両立した社会の形成

子どもか健やかに学い行う社会の形成

誰もが活躍できる 社会の実現 富をつくる 産業の展開

多彩なライフ スタイルの提案 "ふじのくに"の 魅力の向上と発信

世界の人々との 交流の拡大

静岡県の新ビジョンにおける行政経営の位置付け

⇒ 政策の実効性を高める行政経営

<取組方針>

- ・新ビジョンに掲げる 10 の政策の実効性を高めるためには、現場主義に立ち、県全体の最適化という視点を持って効率的な行政執行の仕組を 構築していくことが重要
- ・「透明性」「県民参画」「連携協働」に取り組むとともに、<u>県行政全体にデジタル技術の導入をより一層進め、厳しい行財政環境が続く中、</u> 限られた人員と財源を最大限活用し、「生産性」が高く、「健全性・継続性」を担保できる行財政運営に取り組み、

県を挙げて「現場に立脚し、デジタル技術を活用した生産性の高い行政経営」の推進を図る。

○次期静岡県行政経営革新プログラム

・「静岡県の新ビジョン(総合計画)」における位置付けを踏まえ、政策の実効性を高めるための行政経営の具体的目標と取組を盛り込んだ 行政経営の分野別計画

次期静岡県行政経営革新プログラム骨子(案)

【現行プログラム】

中柱:2本 小柱:6本 主な取組:14本

【取組方針】

現場に立脚した生産性の高い行政経営

- I 現場に立脚した施策の構築・推進
 - (1) 戦略的な情報発信と透明性の向上
 - ①県政への関心を高める行政情報の提供
 - ②県政への信頼性の向上
 - (2) 県民参画の促進
 - ①県民のこえの把握と反映
 - ②県民参画による施策推進
 - (3) 民間・市町・地域との連携・協働
 - ①民間との協働による県民サービスの向上
 - ②広域連携による地域課題の解決
 - ③規制改革の推進

- Ⅱ 生産性の高い持続可能な行財政運営
 - (1) 最適な組織運営と人材の活性化
 - ①政策の推進に向けた体制整備
 - ②働きがいを生み出す働き方改革の推進
 - ③人材育成の推進
 - (2) 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行
 - ①将来にわたって安心な財政運営の堅持
 - ②県有資産の最適化
 - ③最適かつ効果的な事業執行
 - (3) ICT等の革新的技術の利活用による業務革新
 - ①新世代ICT等の導入·利活用の推進

【次期プログラム】

中柱:3本 小柱:6本 主な取組:14本

【取組方針】

現場に立脚し、デジタル技術を活用した生産性の高い行政経営

- I 現場に立脚した施策の構築・推進
 - (1) 戦略的な情報発信と透明性の向上
 - ①県政への関心を高める行政情報の提供
 - ②県政への信頼性の向上
 - (2) 県民・民間・市町と連携した行政の推進
 - ①県民参画による施策推進
 - ②民間・市町との連携による地域課題の解決
- Ⅱ デジタル技術を活用した業務革新
 - (1) 新しい生活様式に対応した行政手続等の構築
 - ①行政手続のオンライン化等の推進
 - ②簡素で迅速な業務プロセスの構築
 - (2) 業務のICT化とデータの利活用
 - ①業務へのICTの導入・利活用
 - ②データの分析・利活用
- Ⅲ 生産性の高い持続可能な行財政運営
 - (1) 最適な組織運営と人材の活性化
 - ①政策の推進に向けた体制整備
 - ②働きがいを生み出す働き方改革の推進
 - ③人材育成の推進
 - (2) 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行
 - ①将来にわたって安心な財政運営の堅持
 - ②県有資産の最適化
 - ③最適かつ効果的な事業執行

次期静岡県行政経営革新プログラム骨子(案)

【取組方針】 現場に立脚し、デジタル技術を活用した生産性の高い行政経営

	中柱•小柱	主な取組(方向性)
Ⅰ 現場に	こ立脚した施策の構築・推進	
(1) 戦	 战略的な情報発信と透明性の向上	
	①県政への関心を高める行政情 報の提供	・県民の県政への関心を高め、理解の促進を図るため、 <u>各種媒体を活用し、主体的に情報を発信</u> ・審議会の会議録や県の事務事業の結果に関する情報などの県政情報を容易にかつ利用しやすく 提供するため、 <u>デジタル化に対応した資料情報の公表</u> に取り組む
	②県政への信頼性の向上	・職員研修等を通じ、情報公開制度の周知に努め、情報公開制度の適切な運用を推進 ・公文書管理に関するルールの周知や管理意識を徹底するとともに、 <u>電子決裁を利用する</u> など、公 文書の適正かつ効率的な管理を推進
(2) 県	具民・民間・市町と連携した行政の推	<u> </u>
	①県民参画による施策推進	・より多くの県民意見を施策に反映するため、意見を聴く機会や伝える手段の充実を推進 ・現場に即した施策の構築と推進を図るため、県民の政策形成過程への参画を促進 ・パブリックコメントへの県民の関心を喚起するため、職員研修を通じ、分かりやすい資料の作成 や、効果的な告知方法の周知に取り組むほか、 <u>県民が多様な意見を寄せやすくなる取組を推進</u>
	②民間・市町との連携による地域 課題の解決	・民間の能力とノウハウを活用し、指定管理者制度導入施設の効率的運営や利用者確保と外郭団体の点検評価を実施 ・住民に身近な行政サービスの効果的・効率的な提供や広域的に取り組むべき課題への対応等を図るため、市町間の施策連携や事務の共同処理への取組を支援・県全体で地方分権や規制改革につなげる取組を推進するため、社会経済の変化に対応した権限移譲、規制緩和等に係る国への提案や地域課題の解決を阻害する規制・制度に係る検証等を民間や市町と連携して実施・県の枠組みにとらわれない広域的な課題解決や地域振興を図るため、 <u>県域を越えた交流と連携を推進</u>

	中柱·小柱	主な取組(方向性)
I	デジタル技術を活用した業務革新	
	(1) 新しい生活様式に対応した行政手続	等の構築
	①行政手続のオンライン化等の推 進	・県民の利便性を向上させるため、汎用電子申請システムに関する研修会の開催等により <u>行政手続のオンライン化を推進</u> ・県が事業主体となる事務について、システムの標準化・共通化を実施
	②簡素で迅速な業務プロセスの 構築	・行政事務を効率化するとともに、公文書の適正かつ効率的な管理を推進するため、 <u>電子決裁の利用を推進</u> ・新しい生活様式に対応するため、電子契約を含めた <u>契約手続の電子化やキャッシュレスの導入を推進</u>
	(2) 業務のICT化とデータの利活用	
	①業務へのICTの導入・利活用	・AI、RPA、モバイル端末等を活用するなど、ICTを業務における様々な場面に導入し、業務の効率 化、省力化、付加価値化を推進
	②データの分析・利活用	・ICTの利活用により得られるデジタルデータを企画立案やサービスの高度化に活用できるよう、誰もがデータを活用できる環境の基礎となる <u>オープンデータの取組を推進</u> ・県が保有する統計情報やオープンデータ、ビッグデータなどの積極的な活用を推進・庁内のサイバーセキュリティ対策を強化するとともに、個人情報の保護や不正利用の防止を徹底

	中柱・小柱	主な取組(方向性)
Ш	生産性の高い持続可能な行財政運営	
	(1) 最適な組織運営と人材の活性化	
	①政策の推進に向けた体制整備	・社会経済情勢の変化に的確に対応し、"ふじのくに"づくりを進めていくための <u>戦略的な組織の構築と、適正な人員配置を図る</u>
	②働きがいを生み出す働き方改 革の推進	・ <u>新たな働き方(スマートワーク)を推進</u> し、生産性の高い職場づくりを図るとともに、仕事に「働きがい」を生活に「生きがい」を感じられる良好な組織風土の実現に努める
		・高度化、多様化する行政課題に的確に対応できる、様々な能力、知識、技術を持つ人材の育成、配置に努めるとともに、 <u>家庭と両立しやすい職務環境整備や研修などによる能力発揮支援を通じ、女性職員があらゆる分野で活躍できる環境づくり</u> に努める
	(2) 健全な財政運営の堅持と最適かつ効	カ果的な事業執行
	①将来にわたって安心な財政運 営の堅持	・既存事業の見直しの徹底、歳出のスリム化に取り組むとともに本県経済の成長を促進し、予算配分の重点化を図るなど、 <u>持続可能な財政運営に努める</u> ・ <u>納税者のニーズに応じた納税環境の整備</u> や県有財産売却の推進等、更なる歳入確保に取り組む
	②県有資産の最適化	・県有施設の計画的な保全の取組を推進するため、劣化診断を活用した長寿命化対策を実施・個別施設計画における建替え時期や修繕計画の策定にあわせ、施設を通じた行政サービスのあり方や集約複合化等の管理方針について方向性を検討
	③取週かつ効果的な事果執行	・計画の実効性を高め、施策を効果的に推進するため、総合計画及び分野別計画の進捗評価を行い、PDCAサイクルによる継続的な改善を図る・社会環境が変化する中、 <u>県が担う役割や機能、各県庁舎の配置等、次世代県庁の在り方について検討</u>

計画策定等の見直しについて

1 現状・課題

- ・平成11年7月の「地方分権一括法」(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)の成立により、地方自治体への国の関与が法定化されたが、以降、地方自治体に計画策定の努力義務やできる規定を課す法律が増加し、これに対応する業務量も増加している。 (なお、計画策定は、法律上、努力義務やできる規定となっているが、国庫補助金等の交付や地方債発行等の要件となっていたり、国による策定状況の調査・公表等により、事実上策定せざるを得ない。)
- ・こうした計画の策定は、策定に関する事務だけでなく、進捗管理、評価や計画の更新が必要であり、業務の増加を招いている。
- ・さらに、同種の課題に対し計画を策定することで類似の計画が乱立することとなり、県民から見てわかりづらい計画体系となる懸念がある。

2 国の動向

- ・このような状況の中、地方六団体は、国に対し、新たな計画の策定等、地方に一律の義務付け・枠付けを行うことを避けるよう要望している。
- ・また、関東地方知事会は、地方自治体が既に策定している各種計画に当該法令の趣旨に沿う記載があれば新たな計画策定を不要とするなど、 地方の自主的政策判断を尊重することを要望している。
- ・これらを受け、内閣府地方分権改革有識者会議の審議を経て、内閣府地方分権改革推進室の「地方分権改革に関する提案募集」の令和3年 度重点テーマとして「計画策定等」が設定され、地方公共団体からの提案の募集が行われた。<u>現在、内閣府で関係府省との調整及び検討が</u> 行われている。

【参考】地方分権改革に関する提案募集(内閣府地方分権改革推進室)令和3年重点募集テーマ「計画策定等」(募集期間: R3.2.25~6.8 まで)

地方公共団体に対し計画等の策定やその手続を義務付ける規定等の見直し

- ・計画等の策定に係る規定の見直し(廃止、「できる」規定化等)・・計画等の内容に係る規定(盛り込むべき事項の記載等)の見直し
- ・計画等の策定に係る手続の見直し(簡素化等)等
- <提案の視点の例> · 既に役割を終えた計画や施策を推進する上で必要性の乏しい計画はないか。
 - ・得られる財政支援等に比して過大な内容の計画の策定が求められているケースはないか。
 - ・内容が類似しており複数の計画をまとめて策定することが可能であるにもかかわらず、計画期間の齟齬などにより まとめて策定できないケースはないか。
 - ・手続を簡素化できる計画はないか。

3 対応

・現時点では、国による検討の方向性が未確定であり、県独自に計画の統廃合等を進めることは困難であるため、国の検討状況を注視しながら、 県における対応を検討していく。

「計画策定等」に係る提案に対する構成員の指摘【概要】(

資料

<総論>

- 計画策定等の義務付けの見直しについては、全国知事会においてワーキングチームが設置され検討が行われるなど、地方側においても強い問題意識が持たれている。また、国会においても質疑が繰り返されるなど、強い問題意識が持たれている。このことを踏まえ、地方分権改革有識者会議において調査を行った結果、法定された条項数は過去10年間で約1.5倍に増加していることが明らかとなった。
- ▶ 各制度の所管府省が、所掌事務について全国的に推進する目的で法定計画の義務付け等を行うことは、問題意識としては理解できるものの、政府全体としてみれば、自治体に大きな負担を強いており、本来注力すべき総合調整業務や個別施策の実施といった総合行政の機能を著しく損ねている。
- ▶ 特に各府省の業務は、都道府県では「部」に、市町村では「課」に相当する組織において担われており、 各府省による新たな義務付け等の創設は、いわば「逆三角形の構造」で現場の負担を増すこととなっ ていることに留意すべきである。
- ▶ 以上から、計画策定等の義務付けに関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いた だきたい。

「計画策定等」に係る提案に対する構成員の指摘【概要】②

<その他主な検討の視点>

- 計画策定が法令において「努力義務」として規定されていたとしても、住民への説明責任を負う地方公共団体にとっては、その規定自体が策定への強い圧力となっている。このような計画策定規定については、「(国の計画又は都道府県の計画を踏まえて)○○計画を策定できる」とする規定に改めることを検討すべきではないか。
- ▶ 施策を推進する目的に対し、計画策定という手法に限定する必要はないのではないか。
- ▶ 計画策定の期間として、策定作業に要する期間やPDCAサイクルを考えると、3年という期間は短すぎるのではないか。
- 記載事項が重複する同一分野の複数の計画について、一つの計画の中に全ての項目を記載可能とすべきではないか。
- ▶ 都道府県計画を参考に市町村計画を策定する制度設計は、条項上は計画策定が任意だとしても、 都道府県への実質的な義務付けにあたるのではないか。
- ▶ 財政支援に紐付く計画について、状況が変わるごとに変更の手続を必要とするのではなく、補助金適正化法による対応で足りるのではないか。

○ 本県における計画等の策定の実態について調査を実施した。

1 概要

県の各部局を対象に、計画等(計画、方針、基準など)策定及び関係する業務等の実態について 調査した。

2 調査概要

- (1)対 象 知事部局、企業局及び教育委員会 において策定している計画等 (法令に基づく計画等又は総合計画の分野別計画、これに準ずるもの)
- (2) 調査項目 策定している計画、方針等の名称、計画期間、数値目標、進捗評価、 有識者会議、庁内会議、策定上の課題 等
- ※ 参考 一部、令和2年度 全国知事会による調査を参考とした

- 県において213件の計画等の策定を確認。
- 計画期間の定めがあるものについては、概ね5年を計画期間とする。

(1) 策定対象の種類

7.12 ML			
総 数	計画	方針	基準
213	172	37	4
(100%)	(81%)	(17%)	(2%)

(2) 計画期間

総 数	期間なし	期間あり
213	87	126
(100%)	(41%)	(59%)



[計画年数]

最 小 中 央		平均	最 大	
1	5	7.4	60	

- 117件(55%)については、法令等に策定が義務づけあり(実質的な義務づけも含む)。
- 52件(24%)は、県の任意による策定。

(3) 策定根拠

策定根拠	義 務	努力義務	策定できる	任 意	合 計
法 令	77	23	21	_	121
国要綱等	28	I	_	_	28
条 例	12	-	_	_	12
任 意	-	1	_	52	52
合 計	117	23	21	52	213
	(55%)	(11%)	(10%)	(24%)	(100%)

[※] 国要綱等、条例に規定されるものは「義務」と分類

- 数値目標の設定がある計画等は97件(46%)。数値目標数は、概ね16件。
- 計画等策定時に、100件(47%)は調査を実施。107件(50%)は毎年の進捗評価を実施。

(4) 数値目標の設定

7./X 14/L		
総数	設定なし	設定あり
213	116	97
(100%)	(54%)	(46%)



「数値目標数]

最 小	最 小 中 央		最 大	
1	16	44.8	635	

(5) 策定時に調査実施

総 数	実施なし	実施あり
213	113	100
(100%)	(53%)	(47%)

(6) 毎年の進捗評価

745 ML		
総数	評価なし	評価あり
213	106	107
(100%)	(50%)	(50%)



- 計画等に関連する庁内会議を有するのは68件(32%)。有識者会議を有するのは133件(62%)
- 有識者会議は、概ね15人で構成。策定年は年2回、平年は年1回開催。

(7) 庁内会議

総 数	設置なし	設置あり
213	145	68
(100%)	(68%)	(32%)

(8) 有識者会議

総 数	設置なし	設置あり
213	80	133
(100%)	(38%)	(62%)



[委員人数]

最 小	中央	平 均	最 大
3	14.5	16.2	61

[策定時 開催回数/年]

最 小	中央	平均	最 大
1	2	2.7	20

[平年 開催回数/年]

最 小	中央	平均	最 大
0	1	1.2	12

○ 具体的な支障として最も多かったのは、人工・予算が多大。

(9) 具体的な支障

- ・ 人工・予算が多大(39件)
- ・ 他と重複(3件)
- ・ 策定年度に膨大な作業が発生
- ・ 関係課・関係計画が多く、全体を取りまとめるための負担が大きい。
- ・ 関連する計画の策定時期と終了時期がそれぞれ異なるため、指標の目標数値を変更する際に 支障が生じる
- ・ 県計画は市町計画の記載をまとめたものが大部分となり、県計画の策定義務づけは必要ない。
- ・ 国が目標として示す数値が現状と合わない

【参考】 R3.5 全国知事会 第1回地方分権 推進特別委員会 資料 (一部加筆)

【参考1】計画策定に関する支障事例等(都道府県が策定主体の計画)

<調査結果(概要)>

- <u>調査対象の296計画のうち、107計画(36.1%)</u>に対し何らかの支障や課題等を感じ、見直しを求める声がある。
- ▶ 107計画に対し、何らかの支障や課題等を感じ、見直しを求める声が194件あり。
- ▶ 支障や課題等の類型別では、「策定に多大な人役や予算を要する」との回答が87件と最も多い

